

シンガポールにおけるモデル契約書（秘密保持契約書（AI編））を活用するに際しての留意点



Drew & Napier LLC

LIM Siau Wen
Director, Intellectual Property

LIM Siau Wen は知的財産のスペシャリストであり、係争中および非係争中の知的財産問題に関して 20 年以上の経験がある。彼女は、これまでグローバルな商標、意匠、および特許ポートフォリオ管理について経験している。デューデリジェンス、交渉、ライセンスの草案作成とレビュー、フランチャイズ、販売と譲渡、守秘義務、販売代理店、信用枠、知的財産権に関連するコンサルタント契約など、知的財産商取引のさまざまな側面についてのアドバイスも提供している。また、彼女は、製品広告、ラベリング、およびブランディング戦略の問題にも精通している。

【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイトにおいて、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。

本稿の目的は、参考記事の英訳を参照した上で、シンガポールの法律の観点から、シンガポール企業と日本企業間のモデル契約書「秘密保持契約（AI編）」をレビューすることである。

【詳細】

1. コメントの前提

本稿の目的は、X社（「当事者A」）とY社（「当事者B」）間のモデル秘密保持契約（AI編）をシンガポール法の観点から検討することである。なお、一方の会社がシンガポール法人、他方の会社が日本法人であることを想定している。

ここに記載したコメントは、シンガポールの法律に基づく高レベルの基準に基づいて提供されている。モデル秘密保持契約は、秘密情報の相互交換を意図しているように読める（つまり、開示は一方通行ではない）。ただし、前提に関する記載に

基づくと、データの提供は当事者 B から当事者 A への一方向となっている。記載したコメントは中立であり、契約のいずれの当事者にも与するものではない。

2. 秘密情報の定義

秘密保持契約の第 1 条は、「秘密情報の定義」に関するものとなっている。

情報が秘密情報として保護されるためには、「必要な秘密の質」を有し、「秘密の義務を伴う状況において付与されたものでなければならない」（I-Admin (Singapore) Pte Ltd v Hong Ying Ting and others [2020] SGCA 32 at [61], https://www.elitigation.sg/gd/s/2020_SGCA_32)。

さらに、第 1 条は情報が口頭で開示される場合でも、情報に「秘密であるという明確な声明」を含めることを要求している。また、口頭で開示された秘密情報に関しては、開示当事者は開示後 14 日以内に、かかる情報が秘密であることを受領当事者に通知する必要があると記載されているが、以下のように考える。

- (a) 第一に、このアプローチでは、当事者は、適切な文書に「秘密」であることを表示し、口頭または何らかの無形の方法で行われた開示の記録を残すことに精通する必要がある。
- (b) 第二に、口頭で開示された秘密情報については、開示当事者が開示後に受領当事者にその秘密性を通知した場合、受領当事者がその間に不注意で開示または使用したり、その情報が信頼義務を伴う状況で付与されたものではないことを主張するおそれがあること。
- (c) したがって、開示当事者は、口頭による開示の前または最中に（開示後 14 日以内ではなく）、授けられる情報が秘密であることを受領当事者に通知し、秘密保持契約にこれを規定することが賢明である。

さらに、「秘密」表示を要求する代わりに、「秘密情報」の定義には、当事者が互いに開示される可能性があると予想される秘密情報のカテゴリー、例えば、業務、価格、顧客、サプライヤー、ノウハウ、製品情報、企業秘密等に関する情報を明記することが望まれる。また、秘密保持契約の存在とその条件も含めることが望まれる。

第1条第1項の代替案として、以下のような記載が望ましい。

記載例：

The term “Confidential Information” refers to all confidential information directly or indirectly disclosed or made available by one party (hereinafter the “Disclosing Party”) to the other party (hereinafter the “Receiving Party”) in furtherance of the Purpose whether disclosed or made available before, on, or after the date of this Agreement. Confidential Information shall include:

- (a) the fact that parties are studying the possibility of introducing AI technology owned by Party A into Party B’s nursing care business to perform the task of watching over their service users, and the status of the study;
- (b) the existence of this Agreement;
- (c) the terms of this Agreement;
- (d) any information relating to the Disclosing Party’s business affairs, operations, pricing, customers, suppliers, know-how, product information, data, or trade secrets;
- (e) any information, findings or analysis derived from Confidential Information;
- (f) any information that is clearly marked or identified as confidential; and
- (g) any information that is specified in Exhibit **.

(参考訳)

「秘密情報」とは、本契約の日付の前後を問わず、目的のために一方の当事者（以下「開示当事者」）が他方の当事者（以下「受領当事者」）に直接または間接に開示または利用可能にしたすべての秘密情報のことをいう。秘密情報には、以下が含まれるものとする。

- (a) 当事者が、開示当事者の保有する AI 技術を受領当事者の介護事業に導入し、サービス利用者の見守り業務を行うことを検討している事実、及びその検討状況
- (b) 本契約の存在
- (c) 本契約の条件
- (d) 開示当事者の業務、運営、価格、顧客、サプライヤー、ノウハウ、製品情報、データまたは企業秘密に関連するあらゆる情報
- (e) 秘密情報に由来するあらゆる情報、知見または分析
- (f) 秘密情報として明確に表示または特定されている情報
- (g) 別紙●に明記されているあらゆる情報

3. 守秘義務

第 2 条の段落(2)に関連して、当事者は、本目的を促進するために秘密情報を開示する可能性のある人物が他にいるかどうかを検討することが望まれる。たとえば、これには、専門的または法律的なコンサルタントおよびアドバイザー、親会社、および子会社が含まれる場合がある。

4. 個人情報の提供

秘密保持契約の第 5 条は、当事者 B による当事者 A への個人情報またはデータの提供に適用される。第 4 項は、当事者 A が日本の法令である個人情報の保護に関する法律を遵守することを要求している。

シンガポールの会社は、法律に基づく権利と義務について、日本の弁護士に法的助言を求めることが望ましい。

シンガポールの個人情報保護法 2012（2020 年改訂版、以下「PDPA」、<https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012>）が適用されるかどうかは、限られた背景情報からは明らかではない。当事者は、PDPA の適用可能性、および PDPA を考慮するために秘密保持契約（場合によっては、当事者がその後締結するその他の契約）を修正する必要があるかどうかについて、シンガポールの弁護士から助言を受けることを勧める。

5. 秘密情報の破棄または返還

当事者は、第6条に基づく秘密情報の破棄または返還の義務に関連して、除外規定が必要であるかどうかを検討することが望まれる。これには、受領当事者が裁判所や官公庁等から要求された場合、またはコンプライアンス、もしくは監査の目的のために秘密情報を保持することを要求される場合が含まれ得る。

6. 技術検証（PoC）または共同研究開発の実施

第7条では、当事者Bが「本契約締結後2か月以内にPoCまたは共同研究開発契約の締結を希望するか否かを当事者Aに通知する」ことを求めている。両当事者は、この通知要件を相互に課すべきかどうかを検討することが望まれる。

7. 救済条項

第8条は、違反した場合の損害賠償責任を規定し、第9条は差止に関するものとなっている。

契約違反があった場合、一般に損害賠償が請求される。しかし、多くの場合、当事者は、損害賠償が秘密保持契約違反に対しては救済策として不十分であると考えられる。

したがって、秘密保持契約には、当事者（または受領当事者）に、損害賠償だけでは契約違反に対する適切な救済策ではないこと、したがって当事者（または開示当事者）が衡平法上の救済、例えば差止命令や特定履行などを求める権利があることを認めることを求める条項が含まれることが多い。強制執行が行われた場合、そのような救済を認めるかどうかは、いかなる場合においても、裁判所の裁量に委ねられるものとなるだろう。

当事者は、違反に対する補償条項がこの特定の秘密保持契約に適しているかどうかを検討することが望まれる。損害賠償請求とは異なり、秘密情報の漏洩など、契約上定められた事由が発生した時点で、補償が発動される場合がある。この場合、被補償者は、損失の証明は不要である。

8. 準拠法および管轄裁判所

本秘密保持契約のレビューは、シンガポール法の観点から実施した。このことから、秘密保持契約はシンガポール法に準拠することが望ましく、（訴訟を紛争解決の好ましい手段とする場合）当事者はシンガポール裁判所の専属管轄権に服することに同意することが望ましい。

両当事者が日本法および日本の裁判所を準拠法および管轄裁判所とすることに合意した場合、シンガポール企業は、本秘密保持契約および日本の適用法に基づく権利および義務について日本の弁護士に法的助言を求めることが重要である。同様に、本秘密保持契約が、シンガポールの法律およびシンガポールの裁判所を準拠法および裁判管轄とするよう修正された場合、日本企業は、シンガポールの弁護士に法的助言を求める必要がある。

両当事者は、紛争解決の代替手段として、調停または仲裁を検討することができる。これらの代替的な紛争解決メカニズムの利点の1つは、そのような手続の秘密性である（両当事者が秘密保持に同意することを前提としている）。

当事者はそれぞれシンガポールと日本の出身であるため、仲裁は、両国の異なる法的伝統（シンガポールはコモンロー、日本はシビルロー）を考慮し、仲裁地、手続、法廷の構成などの側面について当事者が自治権を行使することも可能である。

本秘密保持契約は、さらなる共同研究開発契約の可能性を想定しているため、当事者は、さらなる共同研究開発契約の可能性にも適用されることを望む準拠法および管轄権を選択することが賢明である。

9. 協議による解決

第12条がシンガポールで強制力を持つかどうか、あるいは確実性を欠くため強制力を持たない「同意するための合意」とであると判断されるかどうかは微妙である。秘密保持契約の履行に関連して起こりうる問題を予期している場合、当事者はすべての関連条項を秘密保持契約内に盛り込む措置を取るべきである。

また、当事者は、変更、完全合意、譲渡（つまり、秘密保持契約に基づく権利と義務の譲渡禁止）、および「本契約に規定されていない事項または本契約に起因ま

たは関連する問題」がある場合に使用する可能性があるその他の定型文に関する条項を秘密保持契約内に導入することが賢明であろう。

10. 知的財産権の所有権に関する選択規定

本秘密保持契約に基づき、（および PoC、またはさらなる研究開発契約を締結する前に）、姿勢推定モデルにデータを適用する可能性がある場合、当事者は、姿勢推定結果に関連して生じる知的財産権の秘密性および所有権（もしあれば）について、秘密保持契約内で規定することが望ましい。

【参考記事】

- ・秘密保持契約書（AI 編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/a3d2a1b69c83db6ca96d7bb7ce12fb04.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/ab6c9a6ad44edda2fde3982ab2991ef7.pdf>

【ソース】

- ・ I-Admin (Singapore) Pte Ltd v Hong Ying Ting and others [2020] SGCA 32

https://www.elitigation.sg/gd/s/2020_SGCA_32

- ・シンガポールの個人情報保護法 2012（Personal Data Protection Act 2012 (2020 Rev Ed.))

<https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）